

## 岩手県議会会議規則の一部を改正する規則

岩手県議会会議規則（昭和 31 年岩手県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(欠席の届出)</p> <p>第 2 条 議員は、公務、疾病、出産<u>その他の事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> | <p>(欠席の届出)</p> <p>第 2 条 議員は、公務、疾病、出産、<u>育児、家族の看護又は介護、家族の葬儀、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>   |   |

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 理由

欠席の事由の追加に伴い、所要の整備をしようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。